

令和7年度 江田島市奨学金奨学生募集要項

江田島市教育委員会
(学校教育課)

江田島市教育委員会では、経済的理由により修学に困難がある人に対し、学資の貸付けを行っています。

貸付けを希望する人は、この【募集要項】は、奨学生の出願資格から返還方法までの貸付規則に定められている事項を記載していますので、これらの点を十分理解し、家族とも相談の上、申請してください。

1 奨学金の種類と貸付限度額

	貸与限度額（月額）	入学支度金（限度額）
国公立高等学校	18,000円	60,000円
私立高等学校	30,000円	100,000円
国公立大学	48,000円	240,000円
私立大学	60,000円	300,000円
国公立専修学校	18,000円	60,000円
私立専修学校	30,000円	100,000円

※入学支度金は、新入学者に限り初回1回のみ貸付け

※修学資金は3か月分ずつ、年4回貸付け

2 申請資格

- ① 保護者が江田島市内に居住する者
- ② 令和7年4月から学校教育法に規定する大学等（短期大学・専修学校含む）に入学又は令和7年4月1日時点で在学中の者
- ③ 令和7年4月から学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校に入学又は令和7年4月1日時点で在学中の者
- ④ 他の奨学金の貸与を受けていない者
- ⑤ 保護者が市税及び市の各種徴収金について滞納していないこと
- ⑥ 学習に意欲を持つ者

(注) 上記の大学とは、学校教育法による大学の学部・学科（課程）をいい、国・公・私立及び昼・夜間は問いません。ただし、大学の通信教育部・別科、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、防衛大学校等は対象になりません。

提出書類について

【奨学金貸付申請書】

- ① 「氏名」欄：該当する性別に○を付けてください。
- ② 「現住所」欄：申請時に住民登録をしている住所を記入してください。
その下に帰省先住所を記入してください。（同じ場合は同上と記入）
なお、郵便番号・電話番号も必ず記入してください。
- ③ 「本人の履歴」欄：詳しく記入してください。
- ④ 「備考」欄：申請時に入学及び在学中の学校名等を詳しく記入してください。
- ⑤ 「就学者を除く家族」欄
 - ・本人と生計を一にする人全員を記入してください。
 - ・別居独立の生計を営む兄弟や、生計を一にしない別居の祖父母並びに死亡又は生別した人は記入する必要はありません。
 - ・続柄は出願者本人から見た関係を記入してください。年齢は、申請時現在で記入してください。
 - ・就学者は申請書裏面の「就学者」欄に記入してください。

※「生計を一にする」とは、日常生活を共にし、生計を共にしていることをいいます。ただし、療養などのために日常生活を共にしていない場合でも、常に療養費などの送金を行っている場合には、生計を一にしていると捉えます。なお、同一の家屋で生活している場合であっても、明らかに互いに独立した日常生活を営んでいる場合は、生計を一にはしません。
- ⑥ 「就学者」欄：次の学校に在学している人について記入してください。
 - ・小学校、中学校高等学校、高等専門学校、大学（大学通信教育部・短期大学・大学院を含む。放送大学については、全科履修者・習得生に限る。）、盲・ろう・養護学校、専修学校
 - ・「設置者別」欄は、通学する学校の設置者（国立・公立・私立）に○をしてください。
 - ・「通学別」欄は、該当する方に○をしてください。
- ⑦ 「奨学金の申請額」欄
 - ・入学支度金を希望される人は、希望額を記入してください。
 - ・修学資金を希望される人は、希望月額を記入してください。
- ⑧ 「申請の理由」欄：奨学生となる本人が、なるべく詳しく記入してください。

【添付書類】

- ① 「住民票謄本」：世帯員全員記載のもの
- ② 「所得課税証明書」：収入がある世帯員全員分の令和6年度所得課税証明書を提出してください。
 - ・税務課、各支所又は市民サービスセンターにて発行できます。
 - 発行手数料がかかります。
- ③ 「入学許可証の写し」又は「在学証明書」：学生証の写しは不可
- ④ 「奨学生推薦調書」：在学生の場合は、在学している学校の学校長、新入学生の場合は、卒業した学校の学校長の推薦を受けてください。
- ⑤ 「年間の授業料が分かる資料」：(例) 学校ホームページの授業料紹介ページの写し等

【提出期間】

令和7年4月1日（火）から4月20日（日）まで

- ・期間内に江田島市市教育委員会、本庁、市民センター、市民サービスセンター等へ必要書類を提出してください。
- ・ゆめタウン江田島店内にある市民サービスセンターは土・日の受付が可能です。

※この募集要項は、令和7年2月現在で記載していますが、江田島市奨学金貸付条例施行規則等が変更された場合は、変更後の規則等が適用されます。

<お問い合わせ先>

江田島市能美町中町 4859 番地 9
江田島市教育委員会 学校教育課
電話 0823 (43) 1900